

## 不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部・薬務課

法令名	温泉法	法令の番号	昭和23年法律第125号				
不利益処分の種類	温泉の採取の制限に関する命令	根拠条項	第12条				
処分基準	<p>1 温泉源を保護するため必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	目次NO